

答 申

審査請求人(以下「請求人」という。)が提起した生活保護法(以下「法」という。)に基づく各保護変更決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が、いずれも令和3年5月24日付けの各保護変更決定通知書(以下、令和3年4月1日を保護変更日とする通知書を「本件処分1通知書」、同年5月1日を保護変更日とする通知書を「本件処分2通知書」という。)により請求人に対して行った各保護変更決定処分(以下、本件処分1通知書によるものを「本件処分1」、本件処分2通知書によるものを「本件処分2」といい、併せて「本件各処分」という。)について、それぞれの取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、次のことから、本件各処分の違法性又は不当性を主張し、本件各処分の取消しを求めている。

就労による収入増により、保護廃止ではなく、収入認定額変更と過払い金の返還を求められ、かつ、家賃を自力で支払うよう命じられ、貯金もなく、家賃保証会社から脅しに近い催促を数か月受け、心療内科へ通院するようになった。処分が唐突で、住む家を失うおそれがある。滞納しながら遅れた家賃を支払っている現状である。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法45

条 2 項の規定を適用し、棄却すべきである

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 5 年 1 月 1 8 日	諮問
令和 5 年 3 月 2 4 日	審議（第 7 6 回第 2 部会）
令和 5 年 4 月 2 1 日	審議（第 7 7 回第 2 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準

法 4 条 1 項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ、法 8 条 1 項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする

とされている。
「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 3 6 年 4 月 1 日付厚生省発社第 1 2 3 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。) 第 1 0 が、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と次官通知第 8 によって認定した収入との対比によって決定することから(後記(4)参照)、就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

(2) 職権による保護の変更

法 2 5 条 2 項及び同項が準用する 2 4 条 4 項は、保護の実施機

関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

(3) 収入認定

次官通知第8・2は、収入の認定は月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前3箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定することとしている。

同・3・(1)・ア・(ア)は、勤労に伴う収入について、官公署、会社等に常用で勤務している者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定することとし、同・(イ)は、その収入を得るための必要経費としては、同・(4)に定める基礎控除のほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定することとしている。

そして、同・(4)を受けて、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第8・3・(1)・アは、基礎控除は、当該月の就労に伴う収入金額に対応する次官通知第8・3・(4)・別表「基礎控除額表」(以下「基礎控除額表」という。)の収入金額別区分に基づき認定することとし、局長通知第8・3・(1)・イは、基礎控除の収入金額別区分は、次官通知第8・3・(1)・アによる勤労収入については、通勤費等の実費を控除する前の収入額によることとしている。また、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問8-68・答は、この「通勤費等の実費を控除する前の収入額」について、源泉徴収される諸経費の全てを控除する前の給与総収入額によることとしている。

なお、基礎控除額表において、収入金額別区分167,000円～170,999円及び183,000円～186,999円

に対応する基礎控除額はそれぞれ30,400円及び32,000円である。

(4) 保護の要否及び程度の決定

次官通知第10は、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と次官通知第8によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定することとし、また、保護の種類は、その収入充当額を、原則として、第1に衣食等の生活費に、第2に住宅費に、第3に教育費及び高等学校等への就学に必要な経費に、以下、介護、医療、出産、生業、葬祭に必要な経費の順に充当させ、その不足する費用に対応してこれを定めることとしている。

(5) 扶助費の戻入の遡及限度、戻入の場合の収入充当

問答集問13-2・答・2は、扶助費戻入決定の遡及の限度について、扶助費の過渡分を戻入する場合、遡及変更の限度は3か月程度と考えるべきであるとしている。

また、問答集問13-3・答は、返納額を収入充当額として計上する場合、事情に応じて1回又は数回に分割して計上すべきであるとしている。

(6) 医療扶助の本人支払額

「生活保護法による医療扶助運営要領について」(昭和36年9月30日付社発第727号厚生省社会局長通知)第3・2・(2)・アは、要保護者が医療扶助のみの適用を受ける者である場合には、保護の実施要領についての通知の定めるところにより当該要保護者の属する世帯の収入充当額から当該世帯の医療費を除く最低生活費を差し引いた額をもって本人支払額とすることとしている。

(7) 次官通知及び局長通知並びに問答集の位置付け

次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。また、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものであると認められる。

2 本件処分1についての検討

本件処分1についてみると、勤労に伴う収入は全額収入認定するとされ、その収入を得るための必要経費として、基礎控除、交通費等の実費の額を認定することとされ、基礎控除は源泉徴収される諸経費の全てを控除する前の総収入額に対応する基礎控除額表の収入金額別区分に基づき認定するとされているところ（上記1・(3)）、処分庁は、請求人の令和3年3月分の総収入額（源泉徴収前）に基づく基礎控除額、交通費及び駐輪場代を控除した上で、請求人の同年4月分の保護費に計上する収入額を133,442円と認定し、それを請求人の最低生活費130,940円と対比させた上で、その差額2,502円については医療費等の自己負担分とする保護変更（本件処分1）を行っているものと認められる。また、その算定に違算は認められない。

したがって、本件処分1は、上記1の法令等の定めに則って行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。

3 本件処分2についての検討

本件処分2についてみると、処分庁は、請求人の令和3年4月分の総収入額（源泉徴収前）に基づく基礎控除額、交通費（駐輪場代を含む。）を控除した上で、請求人の同年5月分の保護費に計上する収入額を127,120円と認定し、それを請求人の最低生活費130,940円と対比させた上で、その差額1,318円を追給額とする保護変更（本件処分2）を行っているものと認められる。また、その算定に違算は認められない。

したがって、本件処分2は、上記1の法令等の定めに則って行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。

4 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、本件各処分の取消しを求めている。

しかし、本件各処分が、いずれも法令等の定めに則り適正に行われていることは、上記2及び3のとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

5 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分のいずれにも違法又は不当な点は認められな

い。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、山口卓男、山本未来